

憲法 B (統治機構)

担当：柳瀬 昇

第3回 国会と立法権 (2)

今回は、前回に引き続き、国会について学びます。今回は、国会の組織と、国会・議院の権能についてです。

2. 国会の組織

- 国会は、衆議院と参議院とによって構成される (42 条)。

衆議院		参議院
_____ 人	定数	_____ 人
__ 年 (____ 制度あり)	任期	__ 年 (3 年ごとに半数改選)
満 18 歳以上	選挙権	満 18 歳以上
満 __ 歳以上	被選挙権	満 __ 歳以上
小選挙区 (____ 区) → _____ 人 比例代表選出 (11 ブロック) → _____ 人	選出方法	選挙区 (____ 区) → _____ 人 比例代表選出 (全国) → _____ 人

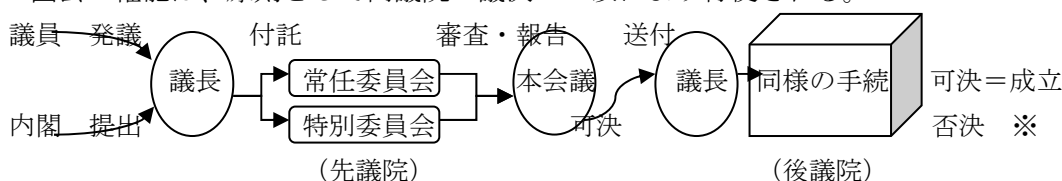
- 二院制は、通常、民選議員で構成される下院と、上院からなる。上院の構成には、貴族院型、連邦型、民主的第二次院型などがある。
- 二院制の意義としては、議会の専制の防止、下院と政府との衝突の緩和、下院の軽率な行為・過誤の回避、民意の忠実な反映などが考えられる。

3. 国会の権能・議院の権能

- 国会の権能には、法律の議決権 (59 条)、予算の議決権 (60 条)、条約締結の承認権 (61 条、73 条 3 号)、内閣総理大臣の指名権 (67 条)、弾劾裁判所の設置権 (64 条)、財政統制権 (60 条、83~91 条)、憲法改正の発議権 (96 条)、皇室財産の授受の議決権 (8 条) がある。
- 議院の権能には、会期前に逮捕された議員の釈放要求権 (50 条)、議員の資格争訟の裁判権 (55 条)、役員選任権 (58 条 1 項) などの内部組織に関する自律権 (各議院が他の国家機関に干渉されずに自主的に決定できる権能) と、議院規則制定権 (58 条 2 項) や議員懲罰権 (同条) などの運営に関する自律権のほかに、国政調査権 (62 条) がある。
- それぞれについて、憲法で定められた上記の権能のほかに、法律によってさまざまな権能が付与されている。

4. 国会の活動方法

- ・ 国会は、会期という一定の期間のみ、その権能を行使する。国会には、常会（52条）、臨時会（53条）、特別会（54条1項）の区別がある。会期中に議決されなかった案件は、原則として、後会に継続しない（国会法68条）。
- ・ 衆議院が解散されてから、特別会が召集されるまでの間に、国会の開会を必要とする緊急事態が生じたときに、内閣の求めにより、参議院のみで緊急集会を行い、国会を代行できる（54条2項但書、3項）。
- ・ 国会の権能は、原則として両議院の議決の一致により行使される。



※ 両院で議決が異なった場合には、両院協議会（そこで成案を得る）が開かれることもある。
衆議院先議で参議院否決の場合には、衆議院で2/3の再可決によって法律は成立する。

- ・ 法律の制定（59条2項、3項）、予算の議決（60条2項）、条約締結の承認（61条）、内閣総理大臣の指名（67条2項）に関して、衆議院に議決上の優越が認められる。予算の審議は衆議院が先議であり（60条1項）、内閣不信任決議権（69条）は衆議院にしか認められない。

今回の講義の復習として、教科書の10.2.1～10.3.6（216-239頁）を読んでおきましょう。
次回は、内閣と行政権について検討します。まず、あなたのもっている政府や行政に対するイメージをまとめておきましょう。どんな印象を持っていますか。

Q3 日本国憲法に規定する衆議院の優越に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 内閣総理大臣の指名について、衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び指名の議決をしたときに限り、衆議院の議決を国会の議決とする。
2. 条約の締結に必要な国会の承認について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。
3. 内閣について、衆議院で不信任の決議案を可決し、参議院でその決議案を否決した場合に、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で不信任の決議案を再び可決したときは、内閣は総辞職しなければならない。
4. 法律案について、衆議院で可決し参議院でこれと異なった議決をした場合は、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開かなければならず、その協議会でも意見が一致しないときは、衆議院の可決した法律案が法律となる。
5. 予算について、参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院がその予算案を否決したもののみなし、出席議員の過半数で再びこれを決することができる。

（2020年度東京都特別区職員採用試験1類試験）